

## 大船渡市防災学習ネットワーク運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内の津波伝承・防災学習の推進に向けて、関係者が連携を図りながら、防災学習ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の円滑な運営及び強化に資するため、大船渡市防災学習ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ネットワークの運営に関すること。
- (2) 津波伝承・防災学習の推進に関すること。
- (3) その他ネットワークに必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 津波伝承・防災学習の施設・団体等に関係する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。ただし、委員の再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第7条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会において意見を述べ、又は助言することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部防災管理室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。